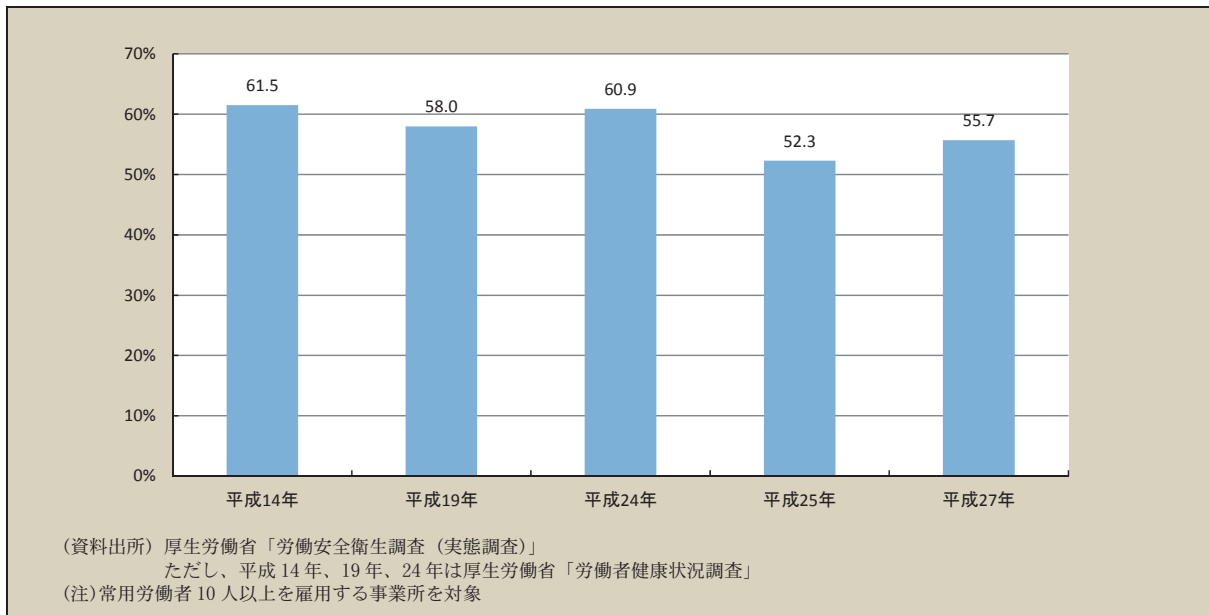


## 2 職場におけるメンタルヘルス対策の状況

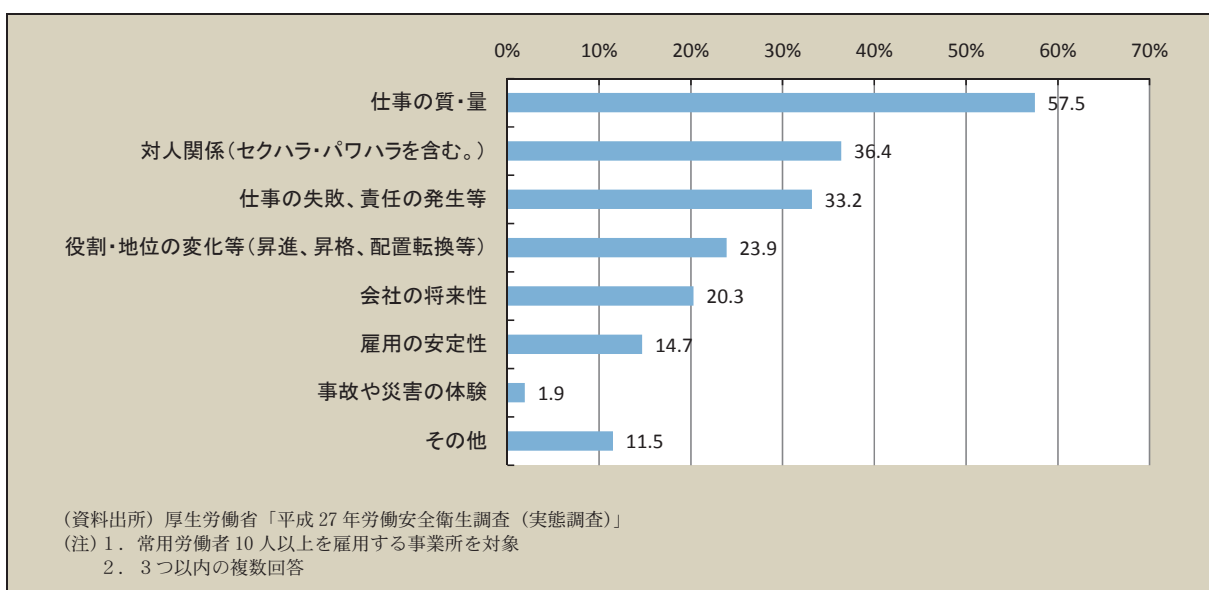
仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、平成27(2015)年は55.7%であり、依然として半数を超えている(第2-1図)。

第2-1図 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合



「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容をみると、「仕事の質・量」(57.5%)が最も多く、次いで、「対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)」(36.4%)、「仕事の失敗、責任の発生等」(33.2%)となっている(第2-2図)。

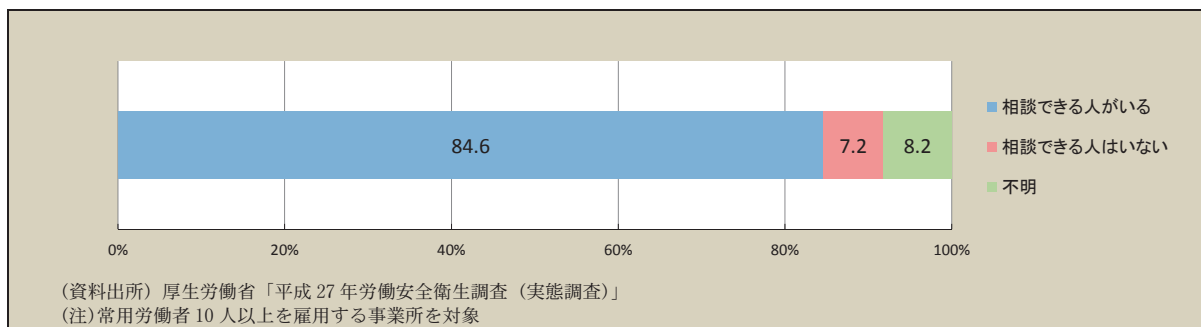
第2-2図 「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容(平成27年)



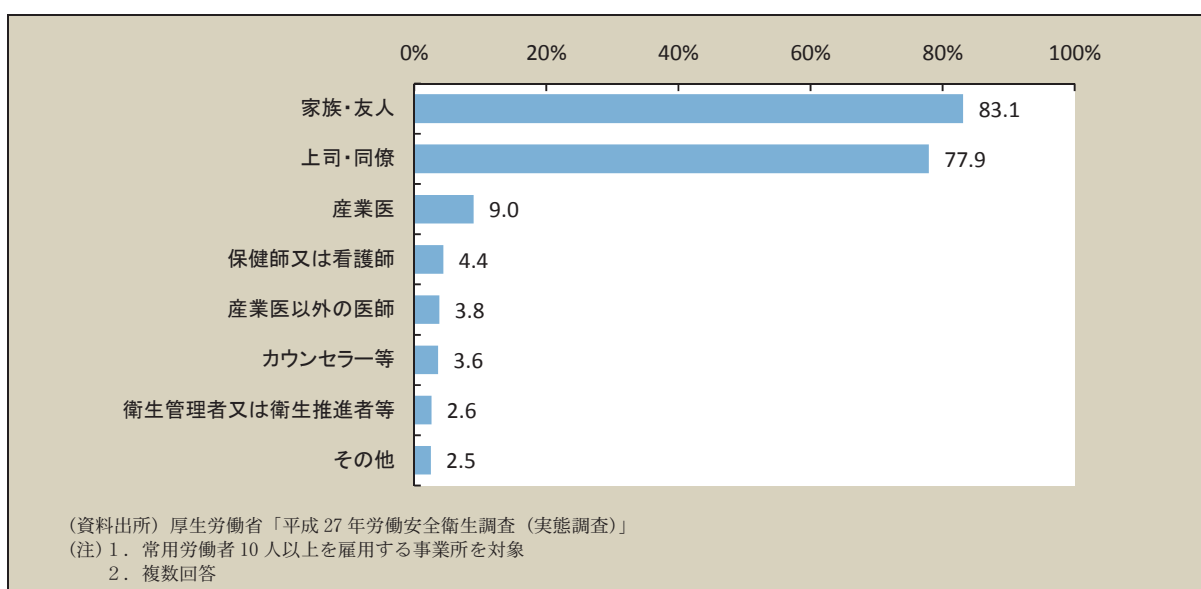
現在の自分の仕事や職業生活でのストレスについて「相談できる人がいる」とする労働者の割合は84.6%となっており、「相談できる人がいる」とする労働者が挙げた相談相手は、

「家族・友人」(83.1%)が最も多く、次いで、「上司・同僚」(77.9%)となっている(第2-3図、第2-4図)。

第2-3図 ストレスを相談できる人の有無(平成27年)

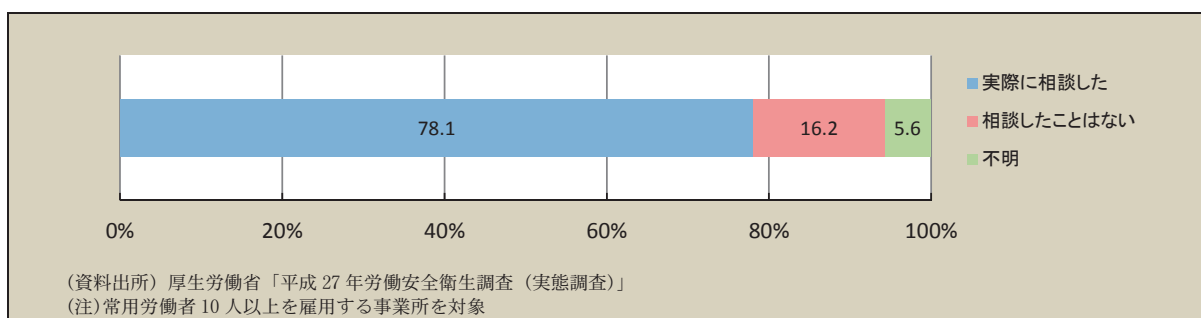


第2-4図 「相談できる人がいる」とした労働者のうち労働者が挙げた相談相手(平成27年)

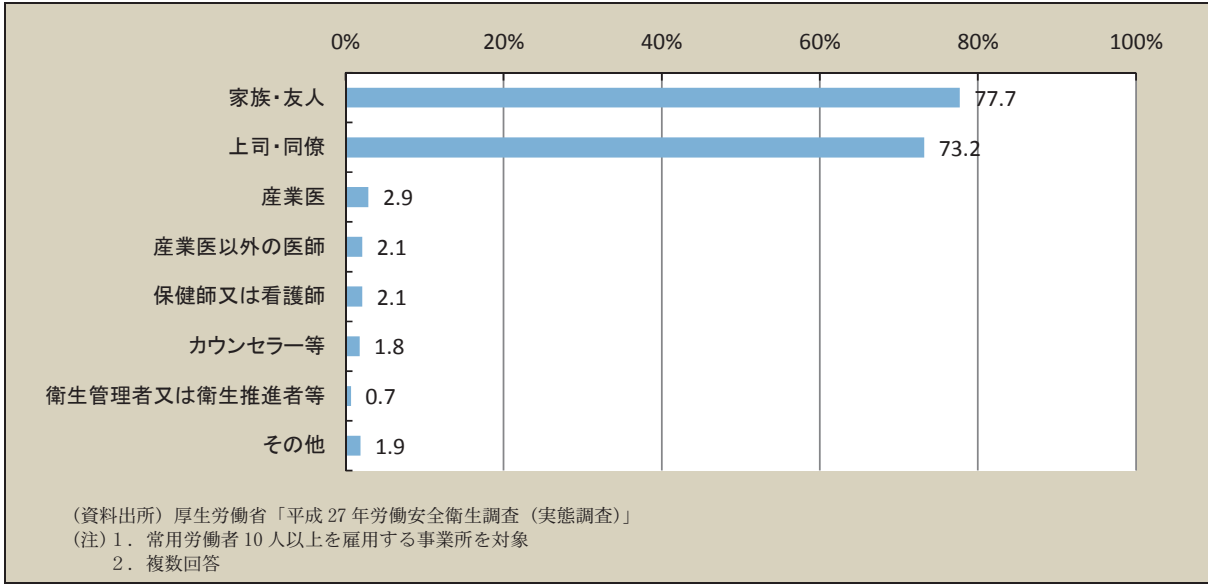


また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した人がいる労働者の割合は78.1%となっており、実際に相談した相手を見ると、「家族・友人」(77.7%)が最も多く、次いで、「上司・同僚」(73.2%)となっている(第2-5図、第2-6図)。

第2-5図 「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した人がいる労働者の割合(平成27年)

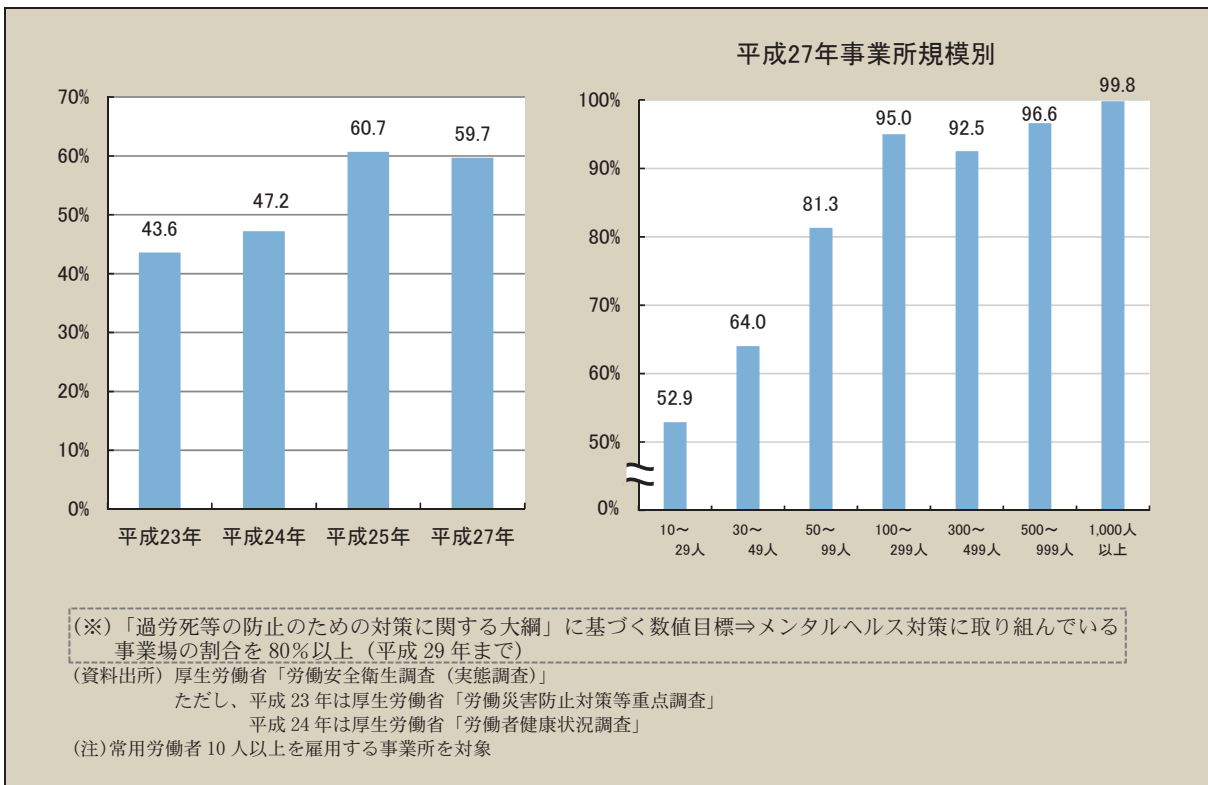


第2-6図 「実際に相談した人がいる」労働者のうち、実際に相談した相手（平成27年）

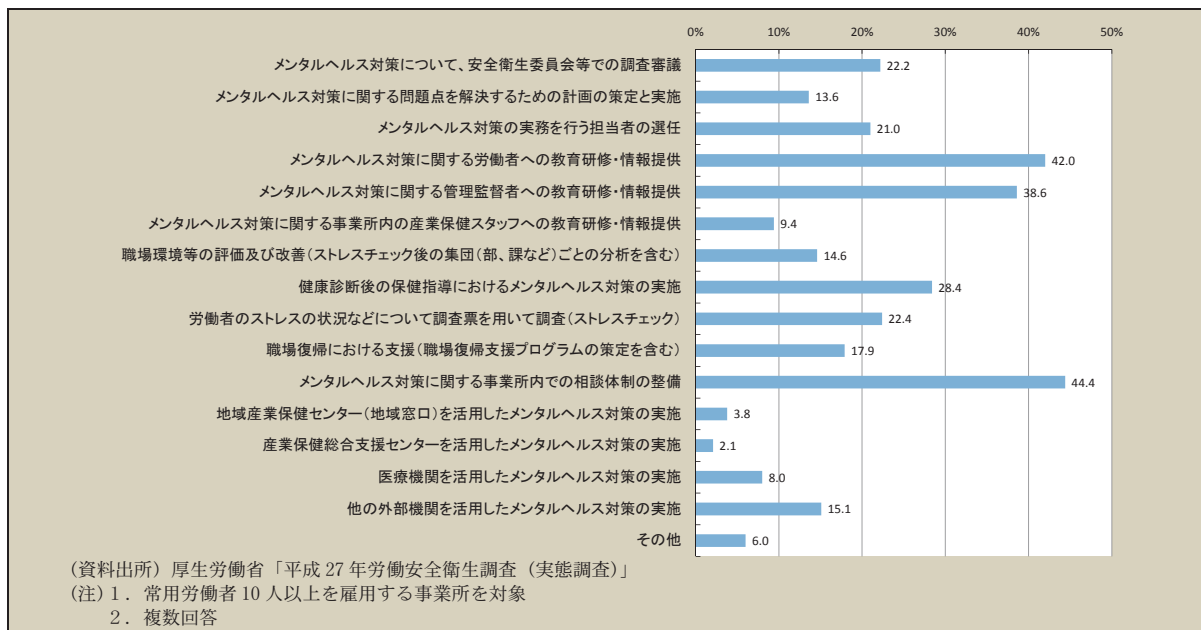


メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は、59.7%（平成27年）となっている。また、事業所の規模別にみると、50人以上の事業所は80%を超える割合となっている一方、10人～29人の事業所は52.9%となっている。なお、大綱において、平成29（2017）年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすることを目標としている（第2-7図）。取組内容を見ると、「事業所内での相談体制の整備」（44.4%）が最も多く、次いで、「労働者への教育研修・情報提供」（42.0%）、「管理監督者への教育研修・情報提供」（38.6%）となっている（第2-8図）。

第2-7図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合



第2-8 図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所における取組内容（平成27年）



職場のパワーハラスメントの問題については、近年、全国の総合労働相談コーナーへの「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加するなど、社会問題として顕在化している。

具体的には、総合労働相談コーナーにおいて、民事上の個別労働紛争に係る相談を平成28(2016)年度中255,460件受け付けているが、そのうち、職場での「いじめ・嫌がらせ」に関する相談受付件数は、70,917件(22.8%)であり、相談内容として最多となっている(第2-9図)。

第2-9 図 民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合及び相談件数

